

# 田原市市民協働まちづくり条例

平成20年3月26日  
田原市条例第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 協働促進の方針（第8条）
- 第3章 市民参加と協働（第9条・第10条）
- 第4章 市民公益活動の支援（第11条—第13条）
- 第5章 地域コミュニティ団体（第14条—第18条）
- 第6章 市民協働まちづくり基金（第19条）
- 第7章 市民協働まちづくり会議（第20条）
- 第8章 雑則（第21条）
- 附則

## 解説

この条例は、総則を始めとする全8章及び附則に項目分けされた全21条で構成し、田原市議会における審議（平成20年3月21日議決）を経て、同月26日公布（制定）されました。

## 第1章 総則

### 目的

**第1条** この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

### 解説

この条例を制定する目的は、「市民参加と協働によるまちづくり」を推進するために次の事項を定め、田原市総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることです。

- 基本理念及び施策の基本事項
- 市民等（市民、市民活動団体及び事業者）と市の機関の役割と責務

※個々のケースに応じた方針や取り扱い等は、第20条に規定する「市民協働まちづくり会議」において、市民・市民活動団体・事業者・市の機関等の協議に基づき定めていきます。

※将来目標等＝将来都市像、まちづくりの方針、施策大綱、将来指標等

### 定義

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) **総合計画** 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。
- (2) **まちづくり** 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。
- (3) **行政活動** 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。

### 解説

この条例に用いる言葉の意味を明確化します。

○第1号 「総合計画」は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、市のまちづくりの指針として、市議会の議決を経て策定された田原市総合計画を指します。

※2030年を目標年次とする田原市総合計画（基本構想）は、平成18年12月市議会で議決され、併せて基本計画（目標2016年度）等が策定されています。

○第2号 「まちづくり」は、様々な場面で幅広い意味で使われていますが、この条例では、総合計画の将来都市像等を実現する活動と、その他の良好な地域社会形成のための活動を対象とします。

※総合計画の将来都市像等を実現する活動には、コミュニティ、福祉、産業経済、都市環境、教育文化などの幅広い活動が含まれています。

○第3号 「行政活動」は、総合計画の掲げられている各種施策のうち、市の機関が取り組むべき活動を言います。

<第2条第1項>

- (4) **市民公益活動** 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
- ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) **市民参加** 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。
- (6) **協働** 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。

解説

○第4号 市民、市民活動団体又は事業者が行うすべての活動のうち、自主的なまちづくり及び社会貢献の活動を「市民公益活動」と定義し、この条例による支援等の対象とします。

※市民公益活動には、営利活動（利益を構成員配分・財産還元する活動）、宗教活動（宗教の教義を普及する活動）、政治活動（政治活動、選挙運動的な活動）が含まれないことを示します。

○第5号 「市民参加」は、市の機関の各種行政活動への市民等が参加することを言い、計画等の策定過程への参画を含みます。

○第6号 「協働」には、①従来、市の機関だけが行っていた行政活動を市民・市民活動団体・事業者がこれに代わって担っていく場合、②市民公益活動のなかで、市民・市民活動団体・事業者が相互に連携・協力する場合の二つがあり、第9条・第10条にそれぞれの取り組み方を示しています。

<第2条第1項>

- (7) **市民** 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (8) **市民活動団体** 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (9) **地域コミュニティ団体** 次に掲げる団体をいう。
- ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
  - イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
  - ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

解説

○第7号 「市民」には、市内の在住者・通勤者・通学者のほか、市内で行われるボランティア活動の参加者、市外在住で市内に土地・建物を所有する者、市民活動に対する寄付等を行う者を含めます。

○第8号 「市民活動団体」には、市内で活動する全ての団体を含めます。ただし、そのうち市民公益活動だけがこの条例による支援等の対象となります。

※非営利活動団体（NPO）には、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持つ団体と法人格のない任意団体があります。また、ボランティア団体は、ボランティア活動を目的し、非営利活動団体に含まれる団体、有償活動を行う団体も含まれています。

○第9号 地域コミュニティ団体は、自治会、校区、校区コミュニティ協議会の三階層とします。

※自治会の定義には、町内会、区などの名称を使っている団体を含みます。また、自治会は、基本的にその区域の住民が形づくり、構成員となるものですが、この他に地域内の各種団体や事業者などを含むことも可能です。

※自治会、校区、校区コミュニティ協議会の定義に掲げている活動は、一般的な事例であり、これらすべてを含んでいる必要はありません。また、活動の一部に、市民公益活動から除外されている営利活動、宗教活動等を含むことも可能ですが、その部分は市の機関による支援の対象になりません。

<第2条第1項>

- (10) **事業者** 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (11) **市の機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

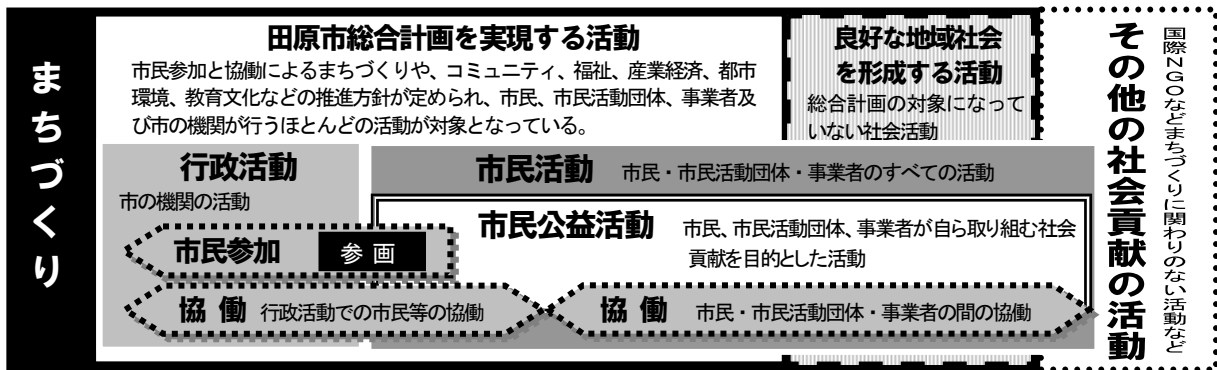
解説

○第10号「事業者」は、個人・法人に問わず市内で事業活動を行う者を指します。  
 ※この条例では、まちづくりに関するすべての個人や団体が、市民活動団体又は事業者のいずれかに含まれるように定義します。

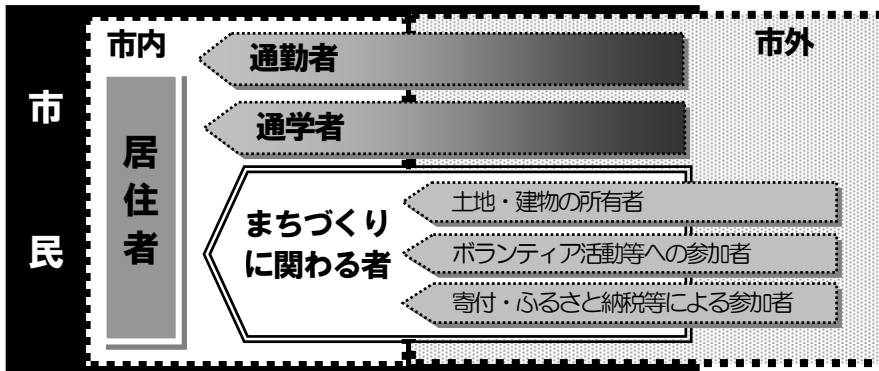
○第11号の「市の機関」には、執行機関（市長、各種委員会・委員）と議決機関（議会）があり、さらに、「市長」には補助機関である副市長以下の職員や内部組織が含まれます。  
 ※教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会は、各法律のよって設置された執行機関で、市長に総合調整権があります。  
 ※この条例では、「市＝市民・市民活動団体・事業者及び市の機関を含む総括的意味」と「市の機関」を区別して使います。

【用語定義に関する参考図】第2条関係

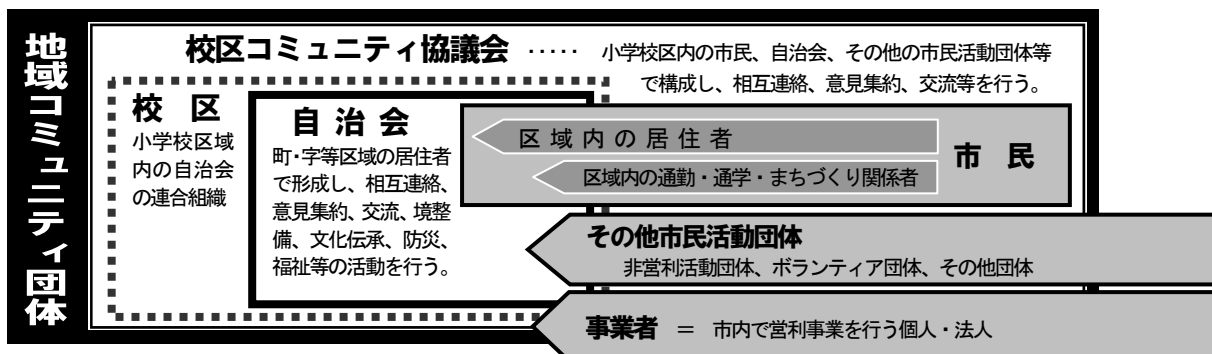
○第2条第1項2号に規定する「まちづくり」活動の範囲



○第2条第1項7号に規定する「市民」の範囲



○第2条第1項9号に規定する「地域コミュニティ団体」の構成要素



## 基本理念

**第3条** 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

### 解説

市民参加と協働によるまちづくりには、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関のそれぞれが権利・義務及び役割を認識し、相互理解と信頼関係を構築することが重要であることを示しています。  
○それぞれの権利・義務は、憲法をはじめとする各種法令に保障又は課せられていますので、市民参加と協働においても、これらを認識した行動が必要となります。  
○特に協働においては、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、お互いに理解し、信頼し合えるような関係を構築し、それを維持するために努力しなければ、いかなる仕組みも機能しません。

## 市民の役割

**第4条** 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

### 解説

市民の努力義務として、市民公益活動への自主的な参加を求めています。また、まちづくりの基本となる補完性の原則の実現には、個々の市民がまちづくりの主体であることを認識する必要があります。  
※補完性の原則＝まず、個人で出来ることは個人で行い、個人で出来ないことは隣近所・地域で行い、それらで出来ないことを市が行うというように、個人で出来ない部分を補完し、効率的かつ効果的な自治を実現するための原則とされるもの。  
※市民の行政活動への参加及び協働は、別（第9条第1項）で求めています。

## 市民活動団体の役割

**第5条** 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

### 解説

市民活動団体が持つ社会的使命・機能を自ら認識し、広く市民に理解されるような市民公益活動に取り組み、その結果として市民等から信頼され、協力・支援が得られるような展開を期待しています。  
※市民活動団体の行政活動への参加と協働は、別（第9条第1項）で求めています。

## 事業者の役割

**第6条** 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

### 解説

事業者も地域社会の一員であることから、自主的な取り組みとして、社会貢献活動の実施や市民公益活動への従業員参加などによる支援を期待しています。  
※人員提供、資金援助、場所や器機の提供など、事業の規模や特性に応じ取り組みが考えられます。  
※事業者の行政活動への参加と協働は、別（第9条第1項）で求めています。

## 市の機関の役割

**第7条** 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

### 解説

市の機関も、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚して、より一層の努力と責任感を持って施策を実施しなければなりません。  
※市の機関には、市長（補助機関を含む）のほか、各種委員会・委員、議会を含みますが、地方自治法等に定められたそれぞれの権限と対応能力に範囲内において役割を果たすこととなります。  
※条文の後段は、地方自治法第157条の「市長による公共的団体の総合調整権」を根拠として、協働の促進に必要となる総合調整を積極的に行おうとするものです。

## 第2章 協働促進の方針

### 方針の策定

**第8条** 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

#### 解説

本市の「協働促進の方針」は、市の機関だけでなく、市民、市民活動団体及び事業者の役割を含めた田原市全体の取り組みとして策定するものとし、市の機関がこれを取りまとめます。

※協働促進方針は、各主体が対等の立場で参加する協働推進会議において策定します。その際、市の機関の取り組みには、各委員会・委員や議会における市民参加と協働の取り組みも盛り込みます。

※具体的には、協働促進の方針に基づく「協働のガイドブック」等を作成し、この実現を図ります。

## 第3章 市民参加と協働

### 行政活動における市民参加と協働の実現

**第9条** 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

- 2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。
- 3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。
- 4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

#### 解説

市民、市民活動団体及び事業者の行政活動への市民参加と協働の推進を図ります。

○市の機関は、施策立案や計画策定の際の市民参画、施策実施における市民参加を進めます。

例1 …… 市民意識調査、提案制度（提言箱等）、検討会議委員の市民公募、パブリックコメント制度 等々

例2 …… 市民参加（参画）促進のための情報提供（広報紙、ホームページ、回覧、ケーブルテレビ、ほーもん講座 等々）

○市の機関は、業務委託（事務管理委託、指定管理者制度等）や市民活動団体・事業者等が企画・実施した方が高い成果が得られる事業などの協働を進めます。

例1 市の機関と市民・市民活動団体・事業者が同一目的を共有する際の連携した事業実施（対等の立場で役割分担）

…… 事業協力、事業共催、実行委員会方式事業 等々

例2 市の機関の業務の一部について、市民・市民活動団体・事業者に委託して実施（委託者・受託者＝法的に対等の立場）

…… 各種の業務委託（指定管理者制度を含む）、総代文書配布 等々

例3 市の機関と市民・市民活動団体・事業者における業務の協力

…… 会議等出席依頼、意見等の取りまとめ 等々

※市民等への活動支援については、協働とは切り離し、別に定めています（第11条～第13条例の市民公益活動の支援）。

○市の機関は、市民参加と協働に対する取り組み状況を公表することで、この推進を図ります。

※毎年、決算時などに市の機関における市民参加と協働に関する取り組み状況を整理し、ホームページ等で市民に公表します。

### 市民公益活動における協働の実現

**第10条** 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

- 2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

#### 解説

市民、市民活動団体及び事業者は、市民公益活動において相互に協力し合いように取り組み、その促進のための場の設定や調整役を市の機関が担います。

例1 …… 連携イベントの開催、活動情報の連絡調整など

# 第4章 市民公益活動の支援

## 活動環境の整備

**第11条** 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

**解説** 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動の拠点となる公共施設の整備、施設利用の手続き等の改善、市民公益活動における傷害保険などを用意し、安心して活動できる環境を整えます。  
 ※こうした場合には、公益性の高い活動を優先した取り組み・取り扱いとなります。  
 ・例1 …… 文化会館、スポーツ施設、図書館、市民館、福祉センター等の設置など  
 ・例2 …… 公益性に応じた公共施設の利用料減免・利用調整、市民社会活動災害補償制度

## 情報の提供

**第12条** 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

**2** 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報保護に留意するものとする。

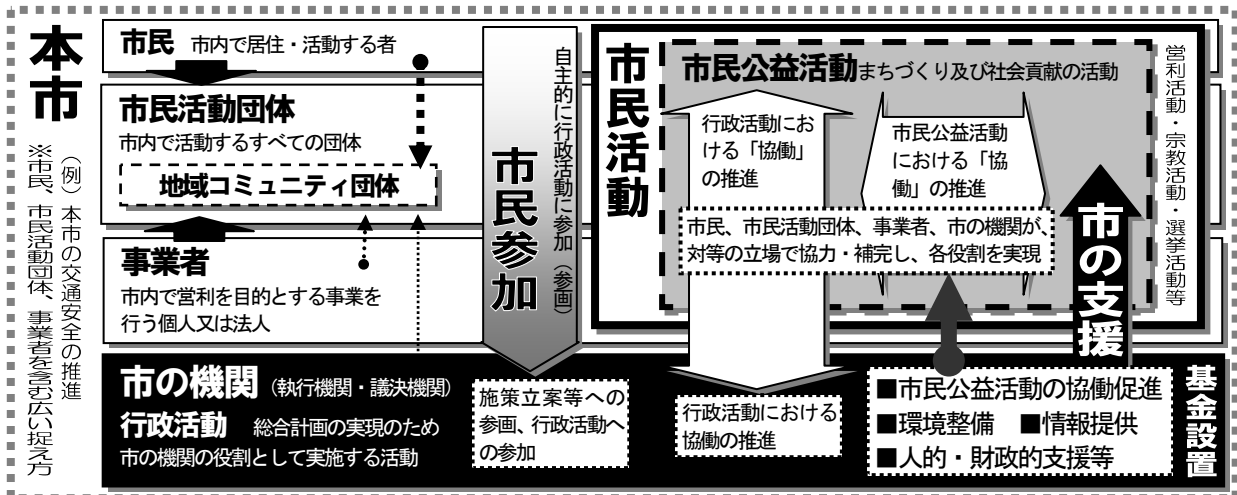
**解説** 市の機関は、市民公益活動の周知への協力、活動に必要な情報提供に取り組んでいきます。  
 ○市民等への周知では、その公益性に応じて、市の機関で対応可能な方法で協力します。  
 ・例1 …… 市広報紙・市ホームページへの掲載、公共施設へのポスター掲示、総代文書によるちらし等配布 等々  
 ・例2 …… 市民公益活動のポータルサイト（専用ホームページ）の設置、ピーアールイベントの開催 等々  
 ○情報提供は、個人情報保護に留意しながら可能な範囲で提供していきます。  
 ・例1 …… 市民公益活動の支援情報（補助金、イベント情報等）、活動の対象団体・対象者などを把握するための情報等  
 ※田原市個人情報保護条例の手続きを要し、それによって可否が決定される場合があります。

## その他の支援

**第13条** 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

**解説** 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援などに取り組んでいきます。  
 ○人的支援として、市民活動団体等への職員派遣、人材育成・活動に対するアドバイス等を行います。  
 ・例1 …… 講演会・研修会の開催、専門アドバイザー派遣、市職員の活動参加 等々  
 ○財政的支援として、必要に応じて、市民公益活動に対する補助金等を交付します。  
 ・例1 …… 市の各部門の各種補助金・交付金・助成金 等々  
 ○このほか、市民公益活動を促進させるための事業の後援、団体の表彰等の取り組みがあります。

## 【市民参加・協働、市民公益活動の支援等に関する参考図】第9条～第11条関係



## 第5章 地域コミュニティ団体

### 地域コミュニティ団体の位置付け

**第14条** 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

#### 解説

田原市のまちづくりは、補完性の原則に基づき、昭和40年代からその振興に取り組んでいる地域コミュニティを基礎とすることを特徴としています。※補完性の原則は、第4条解説の解説参照。  
※市内の地域コミュニティ団体は、106の自治会（平成20年4月）、20の校区、20の校区コミュニティ協議会となっています。  
※地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体と位置付けた上で、NPO等の専門分野の活動は、地域[互助・共助]でも、市の機関[公助]でも対処できないことを補うものとして期待しています。

### 地域コミュニティ団体の責務

**第15条** 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

- 2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。
- 3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。
- 4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

#### 解説

基礎的な市民活動団体である地域コミュニティ団体には、「地域課題の対処」、「市民活動団体との必要に応じた連携」、「市民等の参加機会の確保」、「意見の把握・代表」の責務（努力義務）があります。

○第1項【課題対処】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、それぞれを構成する住民等の福祉・利益の向上を目指し、自主的に地域課題に対処するような活動が期待されています。

※地域コミュニティ団体の目的は、市民等の福利向上であり、条例第2条1項4号に規定する市民公益活動に限定するものではありません。

○第2項【連携】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会が地域課題に対処する場合、必要に応じて他の団体と連携し、互いの役割・立場を理解しながらまちづくりを進めることが期待されています。

※同じ小学校区内に存在する「地域コミュニティの最小単位である自治会」、「自治会の連合組織である校区」、「自治会に地域の各種団体等を加えた総合的な団体である校区コミュニティ協議会」は、地域の実情に応じた役割分担・連携が求められています。

※自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、小学校外で隣接する自治会等のほか、必要に応じて専門的な活動を行うポリアティア団体・NPOとも連携することにより、より効果的に地域課題の解決に向けた取り組みが実現できます。

○第3項【参加】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、対象となる市民等の組織加入又は活動参加を進め、民主的で開かれた団体運営の実現が期待されています。

※自治会は、対象区域における住民の加入や活動への参加を呼びかけ、理由なくこれらの参加を拒むことはできません。

※校区は、小学校区内の全自治会で構成・活動し、必要に応じて構成する住民に参加を呼びかける活動が期待されています。

※校区コミュニティ協議会は、校区内の全自治会と各種団体等で構成しますので、それらが組織に加入できる体制を整える必要がありますが、不特定多数存在する各種団体をどこまで参加させるかについて、各協議会が合理的な基準を設けて決定します。

例えば、校区内の地域を対象エリアとして活動している団体ではあるが、大半が校区以外の者で構成されているような場合は、基本的に地域コミュニティ団体は地域住民によって構築されることが前提となっていますので、必ずしも校区コミュニティ協議会の構成員として参加させなければならないというものではありません。こうした判断は、様々な活動の結果は、最終的にはそこで暮らす者に大きな影響が及ぶことになるからです。

※地域コミュニティ団体と他団体との関係には、組織の構成員として参加させる場合（本項）と、連携して事業に取り組む場合（前項）とがあり、構成員となる要件は、地域コミュニティ団体の定義（第2条1項9号）に即して規約で定めます。

例えば、校区コミュニティ協議会の構成員になるために、校区内の団体として認められる要素（在住者、活動等）が必要と考えられます。なお、構成員でない場合には、団体の意思決定に関わることは出来ません（意見を受け付けることは可能）。

○第4項【意見集約】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、市総合計画に掲げられたまちづくりに配慮しつつ、地域に関連する課題に対する対象となる住民等の意見を把握・集約します。

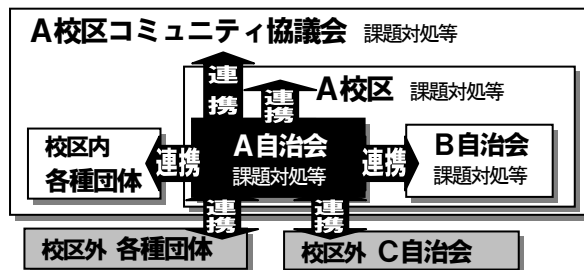
※自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、総会や意見募集などの団体活動を通じて意見を把握しますが、この際にも、前項と同様に広く対象区域の住民意見を把握するように努めます。ただし、呼びかけに応じない者はこの限りではありません。

※把握した意見を集約する際は、総会や役員会等において民主的な方法（あらかじめ規約により会長等に権限が委任される場合を含む）で決定されなければなりません。

※自治会、校区、校区コミュニティ協議会の会長等は、各規約等に基づき団体（団体意思決定等）を代表します。

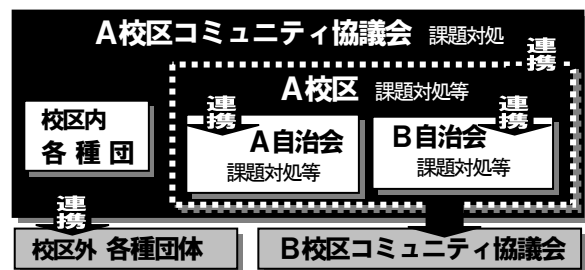
## 【地域コミュニティ団体の連携に関する参考図】第15条第2項関係

### ○自治会から見た連携



※校区の場合にも同様の連携があります（図省略）。

### ○校区コミュニティ協議会から見た連携



## 市民等の責務

**第16条** 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

解説

市民・市民活動団体・事業者は、この条例に定めるそれぞれの役割（第4条～第6条）を踏まえて、地域コミュニティ団体の活動（組織参加・行事参加）に努める責務（努力義務）が生じます。  
※市内のアパート経営者についても、条例第6条及び本条により、地域コミュニティ団体の活動に参加し、また、居住者が地域コミュニティ団体に参加するように働きかけるなどの努力義務が生じています。

## 市の機関の責務

**第17条** 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

**2** 市の機関は、第15条第4項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

解説

○市の機関は、地域コミュニティ団体の振興を図ります。

### ■田原市地域コミュニティ振興計画（平成19年3月策定）

1. 振興方針 …… 「地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現」
2. 振興施策（4つ）
  - (1) 環境づくり
    - ①地域コミュニティの位置付けの明確化 …… 条例（市民協働まちづくり条例）による位置付けの明確化
    - ②地域コミュニティのあり方の検討 …… 組織の多層化・市民館組織との重複の改善、規模の適正化・運営基準等
    - ③分野コミュニティ等との連携の推進 …… ニーズの多様化に対応するため、ボランティア団体、NPOとの連携推進
    - ④市の地域コミュニティ振興体制の充実 …… 市役所・支所の対応体制の充実、市民館主事の研修、アドバイザー派遣等
    - ⑤連絡調整の場の設置 …… 校区総代会等の運営改善、行政懇談会の開催
    - ⑥市民への意識啓発 …… 広報たはらやケーブルテレビ等による地域コミュニティの紹介・参加啓発
  - (2) 活動の活性化
    - ①計画的な地域づくりの推進 …… 校区まちづくり推進計画（校区計画）の策定支援、自治会の計画策定推進
    - ②活動拠点の充実 …… 校区市民館の整備・改修・運営方法の改善、校区計画の実現推進、集会場等整備支援等
    - ③地域活動の支援 …… 自主活動支援の見直し・適正化
    - ④その他の活性化策の推進 …… 先進的モデル事業の募集・選定、その他新たなコミュニティ活性化策の検討
  - (3) 協働関係の構築
    - ①役割の認識 …… 総合計画に位置付けられた地域コミュニティの役割（118本の基本事業）の認識
    - ②協働ルールの確立 …… 市の計画策定への参画、協働事業への相互参加、市からの随意委託等のルール制定等
    - ③最適な業務委託の実施 …… 地域コミュニティへの業務委託に際し、適格性・経済性・波及効果・意識啓発等の検証
  - (4) 市全体のまちづくりの推進
    - ①市施策への協力 …… 市全体の視点からの市施策への協力、地域への影響の配慮
    - ②地域コミュニティ間の連携 …… 地域コミュニティの連携による市の施策推進・地域コミュニティ事業の推進

○市の機関は、地域に身近な課題などについて、地域コミュニティ団体の意見に配慮します。

※その地域関わる施策の実施については、自治会・校区・校区コミュニティ協議会の意見に配慮することとします。市民等の個々の意見もお聞きしますが、地域コミュニティ団体の意見はその地域の集約意見として特に配慮します。したがって、住民等は、その所属する地域コミュニティ団体の活動に参加し、自らの意見を伝えることが大切となります。



## 地域コミュニティ団体の認定

**第18条** 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

**2** 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めるときは、これを取り消すことができる。

**3** 市長は、前2項の認定の状況を公表する。

**4** 前3項に関する手続きは、市長が規則で定める。

### 解説

条例第14条の規定により、本市の基礎的な市民活動団体として位置付けられた各地域コミュニティ団体の運営の適正化を促し、よってその活性化を図る誘導施策として、認定制度を設けます。

※この認定制度は、適切な運営を行っている地域コミュニティ団体について、市全体（市民・市民活動団体・事業者・市の機関）を代表して、市長が公証するものとして設け、すべての団体が認定されるような支援策に取り組みます。

※この認定制度は、地方自治法第260条の2に基づく地縁団体制度とは別の扱いのものですが、申請書類等は重複部分があります。

○この認定の条件は、民主的かつ公平な運営によって、「地域課題の対処」、「市民活動団体との必要に応じた連携」、「市民等の参加機会の確保」、「意見の把握・代表」を行っていることです。

※認定申請の具体的な手続きは、市長が別に定める規則に示されています。

#### ■田原市民協働まちづくり条例施行規則の概要（平成20年3月）

この規則には、「認定申請」、「認定内容の変更」、「認定の取消し」、「公表」の手続きが定められています。

##### 1. 認定申請に必要な6項目

- (1) 団体名称・事務所所在地
- (2) 代表者氏名・住所
- (3) 活動区域
- (4) 構成員状況
- (5) 規約 …… ①組織体制及び役員の選出、②財産処分・事業運営等の決定手続き、③その他団体運営
- (6) その他の運営状況

①対象区域における市民、市民活動団体、事業者の参加を得るための取り組み

②団体運営の情報の公開

③予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況

※申請に必要な書類については、地方自治法第260条の2に規定する地縁団体の認可申請を行っている団体については、これを引用することができるなど、申請手続きの簡素化を図ります。

##### 2. 認定内容の変更手続き

- (1) 変更申請が必要な場合 …… 「団体名称・事務所所在地」、「活動区域」、「規約」、「構成員の大幅な変更」などの変更
- (2) 届出が必要な場合 …… 「代表者氏名・住所」の変更
- (3) 手続きが必要ない場合 …… (1)・(2)以外の変更

##### 3. 認定の取消し手続き

- (1) 団体の運営が認定された時の条件を満たしていないことを確認した場合 …… 取消しを通知
- (2) 認定内容の変更によって条件が満たされなくなった場合 …… 取消しを通知

##### 4. 認定団体の公表

- (1) 公表方法 …… 市長は認定団体の台帳を作成し、市民が閲覧できるようにします。

※認定団体の状況については、市のホームページなどで市民にアピールします。

※この申請は、自治会、校区、校区コミュニティ協議会のそれぞれが個別に行います。市も、申請を通じて、運営の適正化や活動の活性化が進むように、各団体をサポートします。

○市長は、認定申請書を受理したら、条件の達成度合いを判断し、認定の可否を決定します。

※認定の可否は、この制度が「地域コミュニティ団体の活性化を目指して創設されたこと」を念頭に置き、どの程度のレベルに達していることが、本市の現状のなかで適当であるかについて、あらかじめ、校区総代会等の意見を聞いた上で、条例第20条に規定する「市民協働まちづくり会議」において、市民、市民活動団体、事業者等と検討した上で決定した基準に従います。

○認定団体の運営の変更には、変更申請又は届出が必要な場合、手続きが要らない場合があります。

※変更申請が必要な事項の手続きは、変更後速やかに行う必要があります。

○市長は認定団体が、認定された条件を満たしていない場合は、これを取り消すことができます。

※認定の取消しは、この制度が「地域コミュニティ団体の活性化のために創設されたこと」を念頭に置いて、まずは、運営の適正化を求め、その後も改善されない場合に行います。

## 第6章 市民協働まちづくり基金

### 基金の設置

- 第19条** 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
  - 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。
  - 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
  - 6 基金は、第1項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### 解説

この条例に規定される「市民公益活動に対する市の機関の支援」の財源を確保するために、地方自治法の規定に基づき、基金を設置します。

※基金の「積立」、「管理」、「運用益」、「繰替運用」、「処分」の規定は、田原市における他の基金条例の規定に準じています。

○第1項【設置】 この基金には、市町村の合併の特例に関する法律（旧法）に規定される合併特例債を利用して積み立てる部分と一般の寄付や税等によって積み立てる部分があります。

※市民の連帯の強化及び地域振興という目的は、合併特例債の適用を意識しています。

○第2項【積立】 市税等の一般財源（用途の特定されない収入）、借入金、市民等の寄付金で積み立てし、この場合は田原市一般会計予算に計上する必要があります。

※積立金は、合併特例債対象部分と市民公益活動部分に区分して経理します。

◇市民公益活動分の対する市民等からの寄付金については、所得税・住民税の控除制度があります。

- 1 所得税 寄附金控除額＝（寄附金額または総所得金額等の40%）のいずれか低い金額－5千円
- 2 住民税 寄附金控除額＝（寄附金額または総所得金額等の25%）のいずれか低い金額－10万円
- 3 法人の場合は、全額損金算入が可能です。

※この控除制度は、この基金以外の国や地方公共団体等に対する寄付金の場合と同じ扱いのものです。

※市民・市民活動団体・事業者がこの基金に寄付しようとする場合には、寄付金額の下限・上限はありません。

※市民・市民活動団体・事業者に対し、基金への寄付をPRする「市民協働まちづくり基金のしおり」を作成する予定です。

○第3項【管理】 基金の現金は、最も確実・有利に運用できる金融機関の預金や有価証券によって管理しなければならないことが定められ、投機的な運用はできません。

※確実かつ有利な有価証券には、国債などが該当します。

○第4項【運用益】 この基金の預金等による運用収益は、設置目的（市民の連帯の強化、地域振興、市民公益活動の促進）に使用し、残額が出た場合は、基金に積み立てします。

※合併特例債を利用して積み立てた部分からの運用益は、市民の連帯の強化又は地域振興という目的に使用します。

※運用益の活用方法については、市長に決定権がありますが、決定にあたっては、「協働促進の方針」や「市民協働まちづくり会議」の意見を踏まえて、市民参加と協働によるまちづくりが推進されるように配慮します。

※運用益の額 例えば5億円を積み立てた場合で年間2百万円程度（預金利率0.4%の場合）

○第5項【繰替運用】 市長が、一時的に市の一般会計の資金等として利用できる方法を示しています。

※市長が、別の目的（会計）の資金として一時的に利用する場合にも、その間に基金の利息が確保されるように定めます。

○第6項【処分】 この基金は、設置のために使う場合に限って処分することができます。

※設置目的には、合併特例債対象部分（市民の連帯の強化、地域振興）と市民公益活動の促進部分に分かれています。

## 第7章 市民協働まちづくり会議

### 協働会議の設置

**第20条** 第8条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

- 2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成するものとする。
- 3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

### 解説

市民・市民活動団体・事業者・市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を実現するための協働促進の方針（第7条）の策定、施策の検討、それらに関わる必要事項を調整する協議の場として、市民協働まちづくり会議を設置します。

○この会議においては、市民・市民活動団体・事業者・市の機関は対等な立場で協議・検討します。

※認定申請の具体的な手続きは、市長が別に定める規則に示されています。

#### ■田原市市民協働まちづくり条例施行規則の概要（平成20年3月）

この規則には、「委員選任」、「会議運営」の方法が定められています。

- (1) 市民協働まちづくり会議は、市長が委嘱・任命する15名以内の委員で構成する。
- (2) 委員の対象 ①公募市民、②市民活動団体の関係者、③事業者団体の関係者、④市の機関の職員、⑤学識経験者等
- (3) 委員の任期 2年
- (4) 委員の互選により、会長、副会長1名を選任する。
- (5) 会議は、会長が招集する。

※市民協働まちづくり会議は、関係者の協議組織であり、地方自治法に規定される市長の付属機関としての位置付けはありません。

## 第8章 雑則

### 委任

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。